

## ○大山町空き家空き地情報活用制度要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、大山町における空き家及び空き地の有効利用と定住人口の増加を図るため、空き家空き地情報活用制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家・空き地情報活用制度 大山町内の空き家及び空き地(空き家及び空き地となる予定のものを含む。)に関する情報並びに大山町への定住等を目的として空き家又は空き地の利用希望者に関する登録を通じて、空き家及び空き地の登録所有者並びに利用登録者に対して斡旋を行う制度をいう。
- (2) 空き家 使われていない住宅、事業所等の建物をいう。
- (3) 空き地 使われていない田、畑、宅地、雑種地、山林、原野等をいう。
- (4) 所有者 空き家及び空き地に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 登録所有者 第4条第2項又は第3項の規定により台帳に登録された所有者をいう。
- (6) 利用希望者 大山町への定住等を目的として空き家又は空き地の利用を希望する者をいう。
- (7) 利用登録者 第9条第2項の規定により台帳に登録された利用希望者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家・空き地情報活用制度以外の空き家及び空き地の取引を規制するものではない。

2 農地の権利移動については、農地法に基づき農業委員会の許可等を受けなければならない。

### (空き家又は空き地の登録申込み等)

第4条 空き家空き地情報活用制度による空き家又は空き地の登録を希望する所有者は、大山町空き家情報登録申込書(様式第1号)又は大山町空き地情報登録申込書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ大山町空き家・空き地情報台帳(様式第3号。以下「台帳」という。)に登録するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による登録の申込みがあった空き家又は空き地  
が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、当該空き家又は空き地を台帳に登録し  
ないものとする。

(1) 所有者がいない場合

(2) 老朽化が著しい又は大規模な修繕を要する空き家

(3) 境界が明らかでない、隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理  
又は処分をすることができない空き地

(4) 前3号のほか、町長が空き家・空き地情報活用制度への登録が適当ではないと認める  
もの

4 登録の有効期間は、登録した日より3年間とする。ただし、改めて登録の申し込みを行  
うことにより、再登録することができるものとする。この場合において再登録は初回登録  
を含め2回までとする。

5 前項の規定にかかわらず、登録物件が次のいずれかに該当する場合は、再度登録するこ  
とができないものとする。

(1) 初回登録の日から3年間、利用希望者から当該物件についての照会が1件もなかった  
場合

(2) 登録期間に生じた破損や経年劣化により、大規模な修繕が必要と見込まれるよう  
になった場合

6 町長は、第2項又は第4項の規定による登録をしたときは、登録通知書(様式第4号)により  
その旨を所有者に通知するものとする。

7 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家及び空き地で、空き家・空き地情  
報活用制度による利用が適当と認めるものは、当該所有者に対して当該制度による登録を  
勧めることができる。

(登録情報の公開等)

第5条 町長は、空き家及び空き地の登録情報を町のホームページ等に掲載し、周知すると  
ともに、希望する者に対し、ファックスその他の方法により提供するものとする。ただし、  
登録所有者が公開を希望しない情報については、この限りではない。

(登録事項の変更)

第6条 登録所有者は、当該登録事項に変更があったときは、登録事項変更届出書(様式第5  
号)により遅滞なくその旨を町長に届けなければならない。

(登録の取消)

第7条 登録所有者は、当該登録を取り消すときは、登録取消届出書(様式第6号)によりその旨を町長に届けなければならない。

(台帳の登録抹消)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、台帳の登録を抹消するとともに、その旨を登録取消通知書(様式第7号)により、当該登録所有者に通知するものとする。

- (1) 登録取消届出書が提出されたとき。
- (2) 台帳に登録した空き家及び空き地の所有権等の移動があったことを確認したとき。
- (3) 登録の有効期間が過ぎたとき。

(利用希望者の登録)

第9条 空き家・空き地情報活用制度による空き家又は空き地の利用希望者は、大山町空き家・空き地利用登録申込書(様式第8号)に誓約書(様式第9号)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、台帳に登録するとともに、利用登録通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更)

第10条 前条の規定により登録を行った利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、利用登録変更届出書(様式第11号)により遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録抹消)

第11条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、台帳の登録を抹消するとともに、その旨を登録抹消通知書(様式第12号)により利用登録者に通知するものとする。ただし、第6号に該当したことにより登録の抹消を受けた者は、第9条第1項の規定による登録申込書を提出することにより、再度登録することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員であることが判明した場合
- (2) 空き家及び空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から台帳の登録抹消の届出があったとき。
- (5) 台帳に登録された日から2年を経過したとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(移住定住アドバイザーの設置)

第12条 町長は、利用登録者の大山町への移住定住等を支援するため、利用登録者が必要とする大山町の生活及び習慣等の情報を提供又は助言するための移住定住アドバイザーを設置することができる。

2 移住定住アドバイザーは、利用登録者から相談を受けた場合、自らの体験を踏まえて率直に対応して利用登録者の客観的で冷静な判断に資するとともに、不安や誤った認識の除去に努めることとする。

(斡旋等)

第13条 町長は、必要に応じて登録所有者並びに利用登録者に対して、台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、登録所有者並びに利用登録者間における、空き家及び空き地に関する交渉又は賃貸借契約若しくは売買契約については、直接これに関与しない。

3 契約後のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 第4条第2項及び第7条第2項の規定による台帳に記載された個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるところによる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和5年5月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(大山町空き家・空き地情報活用制度要綱の廃止)

2 大山町空き家・空き地情報活用制度要綱(平成19年3月1日施行)は、廃止する。

(大山町空き家発掘推進事業実施要綱の一部改正)

3 大山町空き家発掘推進事業実施要綱(平成28年大山町告示第114号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(大山町未来につながる移住定住助成金事業(空き家活用事業)実施要綱の一部改正)

4 大山町未来につながる移住定住助成金事業(空き家活用事業)実施要綱(令和5年大山町告示第85号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(大山町空き家財道具処分費補助金交付要綱の一部改正)

- 5 大山町空き家財道具処分費補助金交付要綱(令和5年大山町告示第92号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

